

日野市立小・中学校におけるいじめの認知件数及び解消率の推移について

いじめの認知件数及び解消率の推移表

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	認知件数(件)	66	212	188	718	999	793	916	939
	解消率(%)	72	87	88	78	68	69	66	73
中学校	認知件数(件)	44	106	98	194	279	307	209	171
	解消率(%)	77	88	64	77	76	78	75	84

※解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

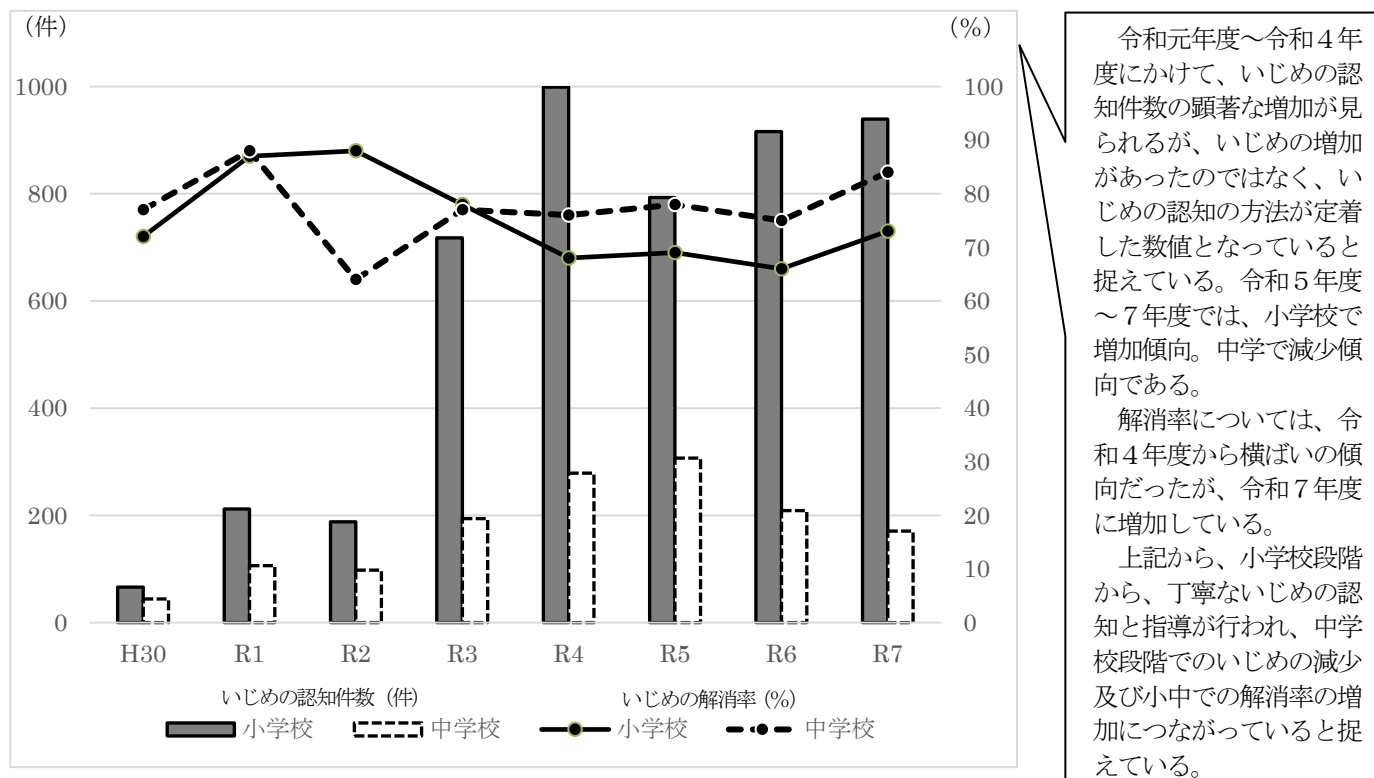
- ① いじめに係る行為の解消；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの認知件数及び解消率の推移（日野市生活指導実態調査から作成）



※「いじめ」とは・・・

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。